

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 9 月 24 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530102

研究課題名(和文) 国際裁判管轄における「特段の事情」に関する研究

研究課題名(英文) Dismissal of Action without Prejudice due to Special Circumstances

研究代表者

芳賀 雅顯 (HAGA, MASAOKI)

慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号：30287875

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：平成23年民事訴訟法改正によって、国際裁判管轄に関する規定が新たに条文化された。その中で民事訴訟法3条の9は「特別の事情」に基づいて日本の国際裁判管轄を否定する場合を定めるものである。本研究は、どのような場合に、「特別の事情」があると解されるのか、また、この条文はどのようにして運営されるべきかについて、比較法的観点から問題を検討するものである。

研究成果の概要(英文)：The provisions on international jurisdiction were newly introduced in accordance with the enactment of the Amendment Act for Civil Procedure 2011 in Japan. Article 3-9 therein sets forth that international jurisdiction will be denied if there are special circumstances, even if all the requirements for Japanese international jurisdiction are satisfied. This study aims to examine the meaning of "special circumstances" which function as the element for denial of Japanese jurisdiction in the light of comparative law.

研究分野：民事手続法

キーワード：国際裁判管轄 特段の事情

1. 研究開始当初の背景

(1) 平成 23 年改正以前の法状況

国際裁判管轄に関する規定が平成 23 年の民事訴訟法の改正(平成 23 年法律第 36 号)によって設けられた。まず、法改正以前の国際裁判管轄に関する議論を述べる。

それまでは、わが国の学説では、国際裁判管轄に関する規定はないとの理解を前提に議論が行われてきた。まず、逆推知説は、民事訴訟法が定める国内土地管轄規定から国際裁判管轄を逆に推知するという見解である。この見解は、ドイツなどで主流の二重機能説と類似の立場である。つぎに、管轄配分説は、涉外民事事件における国際的な裁判管轄の配分という見地から、国内土地管轄規定を参照しつつも修正を認める見解である。これら両者は、国内土地管轄規定をベースに国際裁判管轄を判断する点で共通性があるものの、国際裁判管轄原因そのものとして修正を予定しているか否かという点で異なるとの評価が可能である。他方、製造物責任や保険事件、消費者事件などについては、国内土地管轄原因がないものの、解釈上、国際裁判管轄原因として認め、国際裁判管轄独自の新たな類型を設けようとする新類型説も、主張されるにいたった。さらに、国内土地管轄規定は、国際裁判管轄規定としても用いられることが当初より予定されていたとする見解も、主張されるにいたった。

判例は、日本には国際裁判管轄に関する規定がないことを前提に、国際裁判管轄に関する判断を行ってきた(マレーシア航空事件最高裁判決。最判昭和 56 年 10 月 16 日民集 35 卷 7 号 1224 頁)。しかし、この最高裁判決は、条理によって国際裁判管轄を決定すると述べつつも、その条理とは国内土地管轄規定を指すとし、結果として逆推知説と異なる基準を採用した。この点、学説からは、国内土地管轄原因を国際裁判管轄にストレートに用いると、事件の涉外性を考慮に入れることができなくなるなどとの批判が寄せられることとなった。その後、下級審裁判例は、いわゆる「特段の事情論」を展開することになる。すなわち、国内土地管轄規定が定める管轄原因が日本に存するか否かをまず判断し、これが肯定される場合には、日本で涉外民事事件をおこなうことが、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期する理念に反することとなる「特段の事情」が存するか否かを検討し、この「特段の事情」が認められる場合には、日本の国際裁判管轄を否定するという判断手法が用いられた。この立場は、やがて最高裁も認めることとなった(ファミリー事件。最判平成 9 年 11 月 11 日民集 51 卷 10 号 4055 頁)。この立場は、基準としての明確性(土地管轄を基準として用いる点)と具体的妥当性(特段の事情)を志向した解決方法と評価することができる。

(2) 平成 23 年民事訴訟法改正

平成 23 年民事訴訟法改正により、国際裁判管轄に関する規定が民事訴訟法典中に規定されることとなった。それまで判例によって展開された特段の事情は、改正法 3 条の 9 に規定された。

同条では、日本の裁判所が管轄権を有する場合であっても、日本の裁判所で涉外民事事件を審理することが、当事者間の衡平を害し、または、適正・迅速な審理を妨げる場合には、訴えを却下することができるとしており、その際の考慮要素として、(a) 事案の性質、(b) 応訴による被告の負担の程度、(c) 証拠の所在地、および(d) その他の事情、を挙げている。また、同条は、日本の裁判所に専属的な国際裁判管轄の合意がなされている場合には適用されないと規定されている。

2. 研究の目的

(1) 民訴法 3 条の 9 の解釈論的検討

このように、判例によって認められた、いわゆる「特段の事情論」が平成 23 年民事訴訟法改正によって、3 条の 9 で立法化されたわけであるが、同条は一般条項として定められているため、その位置づけや解釈については、議論の余地がある。本研究は、この民事訴訟法 3 条の 9 の解釈論的問題を検討するものである。

(2) 総論的課題

総論的問題として、まず、国際裁判管轄体系の中で、3 条の 9 をどのように評価するかという問題がある。法改正以前に展開されたいわゆる「特段の事情論」では、国際裁判管轄規定の判断基準として、国内事件の管轄基準である国内土地管轄規定を用いることを前提に、その調整役を果たすことが期待されていた。これに対して、現在は、国際裁判管轄が明文で定められたことから、状況が異なると考えられる。また、国際裁判管轄における一般条項の設定は、とくに国際取引において不確定要素を持ち込むことになり、当事者の予測可能性という点で問題がある。EU における国際裁判管轄規定を定める、ブリュッセル()規則の解釈について、ヨーロッパ司法裁判所は、このような一般条項を解釈で導入することはできないと判断した。また、ドイツでも、国際裁判管轄の決定に際して、日本の特段の事情論のような一般条項を用いる見解は支持されていない。

総論的課題の第二の点は、第一の点とも関係するが、国際裁判管轄の有無を判断するに際して一般条項である 3 条の 9 が明文で規定されることが、仲裁などの ADR による紛争解決との関係で、当事者にどのような影響をもたらすのか、という点である。

総論的課題の第三の点は、立法化されるまでの学説および判例で、「いわゆる特段の事情」の要素としてのような点が考慮されてい

たのか、そして、それらの要素が改正法との関係でどのように異なるのか検討する必要がある。

(3) 各論的課題

各論的には多くの課題が考えられるが、二点に重点を絞った。その第一は、国際裁判管轄の合意との関係である。国際裁判管轄の合意に関しては、最高裁判例があり(チサダネ号事件。最判昭和50年11月28日民集29巻10号1554頁)平成23年改正によっても3条の7で、この最高裁判決に沿う形で規定が設けられた。もっとも、3条の7と3条の9との関係は、必ずしも明確ではないように思われる。たとえば、3条の7において、国際裁判管轄の合意の有効要件として公序要件(公序に反しないこと)が、明文の規定にはないものの、解釈上要求されている。この公序という一般条項と3条の9はどのような関係に立つのか、検討が必要である。

各論的課題の第二は、国際的訴訟競合との関係である。現在、国際的訴訟競合が生じた場合の処理としては、いくつかの見解が主張されている。大別すると、外国判決承認制度との関係を重視して、外国で係属した先行訴訟が将来、日本で承認される見込みがある場合には、後行の日本訴訟を却下、あるいは中止するというものである(承認予測説)。ドイツでは、この立場が通説・判例を占める。他方、この問題を、当該事件をどの国で扱うのが適切なのかという観点から決すべきであるとして、国際裁判管轄の問題として処理する見解もある(プロパー・フォーラム説)。これは、主に、コモンロー諸国で採用されている立場である。日本の裁判例は、外国での訴訟係属は、日本の国際裁判管轄を否定する特段の事情の要素として捉えられており、プロパー・フォーラム説に近いと評価することができる。そこで、国際的訴訟競合が3条の9においてどのような解決方法が与えられているのか、その検討を行うことが第二の各論的課題である。

3. 研究の方法

研究方法としては、この問題に関する日本の学説および判例の議論と、外国での議論(アメリカを中心とするコモンロー諸国、ドイツ法、およびブリュッセル()規則が中心となる)を比較検討する方法を用いた。

(1) 日本の学説

既述のように、いわゆる「特段の事情論」は、下級審裁判例を中心に発展してきた議論である。そのため、その背景事情となる、学説における国際裁判管轄に関する議論につき歴史的経緯を踏まえて確認し、また、下級審裁判例によるいわゆる「特段の事情論」の形成・発展過程に、学説がどのような寄与をしてきたのかを検討する。

(2) 日本の判例

他方、下級審裁判例においては、この法理に関する判断の蓄積がある。そこで、日本の国際裁判管轄を否定する「特段の事情」として、どのような考慮要素を用いてきたのか、その要素の抽出を行うこと、具体的事案でどのような結果をもたらしたのか、あるいは、複数の考慮要素の比重はどのようなものであったのか、などを検討する。

(3) 比較法的検討

いわゆる「特段の事情論」に相当する制度として、コモンローにおける、フォーラム・ノン・コンヴェニエンスの法理がある。この法理との比較検討は、わが国の民事訴訟法3条の9の解釈に有益な示唆をもたらすと考えられる。

他方、ドイツ法では、このフォーラム・ノン・コンヴェニエンスの法理の適用を否定するのが通説・判例の立場であり、また、ブリュッセル()規則の解釈との関係でも、ヨーロッパ司法裁判所は、適用を認めていない。この否定的態度も、国際裁判管轄の予測可能性を尊重するという観点からは、示唆的なものを含むと考えられる。そこで、ドイツにおける議論を通じて、3条の9の抑制的解釈の是非を検討することが有益と考えられる。

(4) 具体的方法(人的交流も含む)

これらを検討する方法として、文献を通じた資料収集が考えられる。しかし、それだけにとどまらず、外国や日本で開催された国際シンポジウムなどで、外国人研究者との交流・インタビューを通じて、この問題に関する外国人研究者の意見も直接聞くことで検討を深めることができると考えた。具体的には、ドイツ連邦共和国レーゲンスブルク大学ゴットヴァルト教授およびロート教授、同パッサウ大学ハウ教授、同フライブルク大学アルトハマー教授などと意見交換をした。

4. 研究成果

現在、全体的な研究成果をまとめている段階である。しかし、断片的にはあるが(また、間接的に関連する問題についても)次項5.に記載した研究成果を公にすることができた。

以下では、次項5.で記載した成果について、簡潔にその内容を報告する(以下、からまでは雑誌などの論文、は口頭報告である)。

は、外国の裁判所が自国の国際裁判管轄を否定した判決を下した場合に、日本はその判決を承認すべきであろうか、という問題について論じたものである。我が国では、従来、承認適格を有する判決は本案判決に限るという見解が支配的であったが、私は、外国判決の効果論について効力拡張説を前提にす

るならば、むしろ訴え却下判決であっても承認適格を有すると解すべきであると主張した。

は、論文との関係で生じた疑問について検討したものである。従来、わが国の通説的立場は、外国判決の効力について、既判力は判決国法により、他方、執行力については承認国法（執行国法）により定まると解されてきた。しかし、同じ判決であるにもかかわらずこのように効力を分断する必要があるのか、疑問があるし、また、包括的執行制度である破産手続について属地主義から普遍主義へと国際的に変化しつつあることを鑑みて、執行力についても効力拡張説を支持すべきであると説いた。

ドイツでは、基本的に併合請求の国際裁判管轄を認めていない。これは、管轄の利益を重視した結果と考えられるが、ドイツの有力説（たとえば、ゴットヴァルト説）は、この立場を批判している。本論文は、ゴットヴァルト教授古稀記念論文集で、わが国における併合請求の国際裁判管轄立法制定の経緯などを紹介し、ドイツ法との比較検討を試みた（ドイツ語による執筆）。

日本の国際的訴訟競合の学説および判例の議論について、ドイツの雑誌に紹介・検討を行ったものである（ドイツ語による執筆）。

専属的国際裁判管轄の合意がなされたにもかかわらず、当事者の一方が、別の国に訴えを提起した場合（前訴）相手方当事者が合意された国に訴えを提起したときに、一般原則である前訴優先ルールが適用されるのか、というブリュッセル（ ）規則の解釈に関するヨーロッパ司法裁判所判決の検討を通じて、日本における同種の問題を検討した。

訴訟と並ぶ紛争解決手続きであるADR制度について、各国の制度紹介を行う書物の中で日本のADR制度を紹介した（英語による執筆）。

訴えの客観的併合の国際裁判管轄についてのヨーロッパ裁判所判決の紹介と、日本法との対比を行ったものである。

国際的訴訟競合について、ブリュッセル（ ）規則は前訴優先ルールを採用しており、したがって、後訴は却下されることになる。しかし、前訴係属国の訴訟進行があまりにも遅い場合には、後訴を遮断しないとの判決が、ヨーロッパ司法裁判所によって下された。その判決と日本の学説・判例との比較検討を行った。

パッサウ大学法学部ハウ教授の授業（国際私法ゼミナール）において、日本の国際的訴訟競合に関する議論の紹介と検討、そして、受講者であるドイツ人学生、ハウ研究室の助手との議論を行った（ドイツ語による口頭報告）。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 8 件)

芳賀雅顯「訴え却下判決の国際的効力」
滝沢昌彦ほか編『民事責任の法理 円谷俊先生古稀祝賀論文集』（成文堂、2015年）649頁 - 674頁、査読なし

芳賀雅顯「執行判決訴訟の法的性質について」石川明 = 三木浩一編『民事手続法の現代的機能』（信山社、2014年）333頁 - 352頁、査読なし

HAGA, Masaaki, Internationale Annexzuständigkeit in Japan, in: Festschrift für Peter, Gottwald, Verlag C.H.Beck, 2014, S. 233-240. 査読有り

HAGA, Masaaki, Das internationale Parallelverfahren in Japan – aus der Sicht der gerichtlichen Praxis -, in: Zeitschrift für Zivilprozess International, Bd. 18, 2014, S. 339-364, 査読有り

芳賀雅顯「国際裁判管轄の専属的合意と国際的訴訟競合の関係」慶應法学 28号 273頁 - 299頁（2014年）査読なし

HAGA, Masaaki, JAPAN, in: Esplugues/Barona (Ed.), Global Perspectives on ADR, intersentia, 2014, pp 253-285, 査読有り

芳賀雅顯「客観的併合の裁判籍」石川明 = 石渡哲 = 芳賀雅顯編『EUの国際民事訴訟法判例』（信山社、2013年）101頁 - 123頁、査読なし

芳賀雅顯「国際訴訟競合における外国手続の長期化」石川明 = 石渡哲 = 芳賀雅顯編『EUの国際民事訴訟法判例』（信山社、2013年）134頁 - 155頁、査読なし

〔学会発表〕(計 1 件)

日時： 2012年7月16日

場所： ドイツ連邦共和国パッサウ大学国際私法ゼミナール（ヴォルフガング・ハウ教授担当）

タイトル：

Das internationale Parallelverfahren in Japan

言語： ドイツ語

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

取得状況（計 0 件）

〔その他〕

ホームページ等： なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

芳賀 雅顯 (HAGA, Masaaki)
慶應義塾大学・法務研究科・教授
研究者番号： 30287875

(2) 研究分担者： なし

(3) 連携研究者： なし